

第1回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 令和7年10月20日（月）13:30～15:15

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 西村博委員、稻田紀子委員、篠崎有香委員、竹内紀人委員、
金子輝雄委員、森宏之委員、木村克己委員、蒔苗均委員 《計8名》

【欠席委員】 大田久美子委員、上平裕貴委員 《2名》

【事務局】 総務部長 小野正貴、総務部次長 越後谷和人、人事課長 村田幸長、
人事課主幹 板橋史知、人事課主査 山本真理子、人事課主事 塩谷真彦
《計6名》

【会議次第】

1 辞令交付式

2 組織会

- (1) 会長選出 → 金子輝雄委員を選出
- (2) 会長職務代理者指名 → 竹内紀人委員を指名

3 諒問

- (1) 市長挨拶
- (2) 諒問書提出

4 審議会

- (1) 諒問経緯説明
- (2) 審議会の運営について
- (3) 資料説明
- (4) 審議
- (5) 次回日程について

【会議の公開】

「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

【審議会議事要旨】

◆諮問経緯及び審議会の運営について

○事務局

今回の諮問に至る経緯について御説明申し上げます。

市長をはじめとする特別職の給料等の額につきましては、従来から、公正を期するため第三者機関でございます特別職報酬等審議会を設置し、その意見を踏まえて改定して参りました。

現行の報酬等につきましては、平成28年度の見直し以降、改定が行われておりませんが、この間、新型コロナウイルス感染症による世界的な影響がございました一方、近年は、インバウンド需要の増加をはじめといします経済の回復が進んでおりますとともに、本県経済においても、春闘における賃上げ率が3%を超える高水準となりながらも、給料・賃金の伸びが物価の伸びを下回る状況にあるなど、様々な社会的・経済的変化があつたところでございます。

このほか、本市特有の事情としては、アウガ債権放棄に伴います独自の給与カットの実施や新型コロナウイルスへの対応優先などの理由から本審議会の開催を見送ってきたところでございますが、近年、一般職の給与は、2年連続で2%を超える増額改定となり、今年度も3%を超える増額改定が見込まれること、消費者物価指数が急激に上昇していることなど、昨今の社会情勢等を鑑みた結果、この度、改めて、その額が、特別職の身分や職務の特殊性に応じた適正な水準となつてゐるか検討すべく今回の諮問となつたものでございます。

なお、当審議会の開催予定ですが、仮に、特別職の報酬等の改正が必要となつた場合、来年度の当初予算として措置することを考慮すれば、条例改正の議案につきましては、3月に開催されます第1回市議会定例会に提出したいと考えておりますので、1月上旬までに、必要に応じまして会議を4から5回開催し、市長に答申をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○会長

了解いたしました。

1月上旬までに、会議を4、5回開催し、市長に答申できる予定で進めてまいりたいと思いまますので、委員の皆様の御協力よろしくお願ひいたします。

さて、本日、第1回の会議では、事務局からの配付資料に基づき、この審議会の役割、市長、副市長の給料、議員の議員報酬について、前回、平成28年度の審議会の答申の考え方などについて、説明を受け、今後の会議の方向性について審議してまいりたいと考えます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

◆資料説明

○事務局

それでは、お配りしております資料について御説明申し上げます。

着席のままで失礼させていただきます。

まず、資料全体の概要でございますけれども、本日第1回目の審議会の資料と致しましては、会長からお話をありましたとおり、当審議会の設置根拠や特別職の給料等の支給根拠となる法令

の条文をはじめとして、前回8年前の審議会の答申など、今後の審議の前提となる、いわば基礎資料として御用意したものでございます。今後、第2回目以降の審議の際に、更に必要なものがあれば、これに追加して参りたいというふうに考えております。

それでは、個別の資料について御説明申し上げます。資料には全て、右側にインデックスを貼った表紙を付けております。表紙には、資料ナンバーと、資料のタイトルを記載しております。また、これから説明の中で特に触れる部分については、あらかじめマーカーで色を塗っております。そちらのほうをご参照いただければと思います。

最初に、資料01-01から01-03までは、当審議会の設置根拠や実際の運営に関して市において定めているものに係る資料でございます。

01-01

まず、資料01-01でございますけれども、これは、当審議会の設置根拠である青森市特別職報酬等審議会条例の全文でございます。

第二条のところにマーカーをしておりますけれども、市長の諮問に応じて議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議するものであることを規定しております。

01-02

次に、資料01-02でございますが、これは、市長が定めている附属機関の設置及び運営に関する指針の全文でございます。

冒頭にも少しご説明申し上げましたけれども、附属機関の設置を定めている資料でございます。こちらにつきましては原則公開の運用を行っているところでございます。

3ページ目の指針の第8というところがあるのですけれど、「会議は、原則として公開」と定め、「会議を公開する手順及び会議の全部又は一部を公開しない場合の基準は別に定める」という形で指針の8ページのほうに「会議の公開に係る手順書」において、会議の傍聴や会議開催の事前公表などについて定めており、本日のこの会議も、これらの規定に従い必要な手続を行っております。また、次ページにおいて、「会議を非公開とする場合の基準、決定」、9ページの下のほうにありますけれども、非公開の場合として、非開示情報を含む内容について審議を行うとき、と定めており、例えればいわゆる個人情報などがそれに該当するというものになりますけれども、当審議会においては現在のところそのような情報を取り扱うことは想定しておりませんので、本日の会議を含め、今後も原則公開の運用を行って参ります。

次に、指針の10ページでございますけれども、ここでは附属機関の会議概要の作成及び公開に関する手順等について定めてございます。当審議会の会議概要につきましても、この要領に基づき、速やかに作成し、公開して参りたいと思います。

01-03

次に、資料01-03は、当審議会の委員の皆さまの名簿になっております。

順不同でございますので、その点、御容赦いただきたいと思います。

02-01

次に、資料 02-01 から 02-03 までは、特別職報酬等審議会に関する国からの通知でございます。

まず、資料 02-01 でございますけれども、これは、昭和 39 年、現在の総務省、当時の自治省の、自治事務次官通知でございます。その内容といたしましては、「特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要がある」とし、「議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適當であること」となってございます。

02-02

続けて、資料 02-02 でございます。昭和 43 年、同じく自治省の行政局長通知でございます。こちらのほうは、当時、一部の地方公共団体の特別職の給与の引上げに関連して世論の批判を受けているむきもございまして、一層の適正化を図るため、ということで出された通知でございます。この通知の中で、資料の 2 枚目中ほどからですが、特別職報酬等審議会に關し配意すべき事項が記載されており、審議会への提出資料として、資料 3 枚目のほうに具体的に「別記（資料項目）」で書かれているんですけども、7 種類の項目、消費者物価上昇率等をはじめとする、そういう種類の項目が列挙されております。

本日お配りした資料の一部は、この通知の要請に基づいて準備したものでございます。

02-03

次に、資料 02-03 は、昭和 48 年、同じく自治省の行政局公務員部長通知でございます。

この通知は、特別職の報酬等の性質について、2 段落目にありますとおり、「その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきもの」であると示し、特別職の報酬等を自動的に引き上げる方式を採用することのないよう求める内容というふうになっているものでございます。

ここまで、主に審議会の設置根拠等、この審議会そのものに関する資料のご説明となります。

03-01

それでは次に、資料 03-01 について御説明申し上げます。資料ナンバーの右側に括弧書きで「参考」と記載しておりますが、これは、審議会で議論していただく内容とは直接的な関係はございませんが、資料を見たり議論を進めたりする上で、知っておいていただいたほうがよいと思われるもの、あるいは理解の手助けとなるようなもの、という意味で用意した参考資料でございますので、そのように御理解いただければと思います。

まず、資料 03-01 は、著作権法の第 42 条でございます。

本日お配りした資料の中には、出版物の一部を複製すなわちコピーしたものがございます。これは、本来的には著作権の侵害であり、同法違反ということになるのですが、この著作権法第 42 条では、「著作物は、…（略）…行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製…（略）…することができる」と規定しており、当審議会の議論のために用いるような一定の場合には許されるものであることを示しております。

具体的にどのような場合が許されるのかにつきましては、次の資料 03-02 でございます。

03-02

資料の中ほど、黄色いマーカーを塗った部分ですが、そのただし書にありますとおり、「審議会の審議資料として委員に配布するような場合は、ここでの内部資料と解される」ことになります。複製いわゆるコピーが許容されるということをご理解いただければと思います。ただ、審議会の資料ということであればコピーは無制限に許されるのかといえば決してそうではなくて、資料のピンクのマーカーを塗った部分にありますとおり「外部に配布するような場合は本条に該当しない」、「必要以上の部数のコピーは許容されない」ことになりますことから、冒頭申し上げましたように当審議会は公開であり、資料も同様に公開されることが原則ではありますものの、資料のうち、この第 42 条第 1 項の規定によりコピーが許容されているものに限り、委員の皆様だけにお配りし、傍聴者、報道関係者等には配布できないものであることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

ここまでが著作権法のお話でございました。

04

それでは次に、資料 04 でございます。ここから先の資料は、市長及び副市長の給料に関する資料でございます。

資料 04 は、地方自治法第 204 条の条文でございまして、市長・副市長の給与の支給根拠でございます。

その第 1 項では、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員…に対し、給料…を支給しなければならない」と規定しております。また、第 3 項において、「給料…の額…は、条例でこれを定めなければならない」と規定しております。

05

その給料の額等を定めた条例が、次の資料 05 でございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

資料 05、青森市特別職の職員の給与に関する条例でございます。資料下段の別表一では、市長の給料額が月額 1,000,000 円、副市長の給料額が月額 788,000 円と規定されております。

2 ページ目の別表二では、議長・副議長・議員のそれぞれの議員報酬額が規定されております。

このように、市長・副市長の給料額及び議員報酬額については、条例本則及び別表に規定しておりますが、付則、真ん中部分マーカーのない部分ですが附則第 6 項及び第 7 項のような特例措置を規定することにより、本則の額よりも減額して支給することも可能でございます。

06

次の資料 06 が、ただ今申し上げました給料額を表にしたものでございます。

内容につきましては、ただ今御説明申し上げたとおりでございますが、参考として、平成 16 年からの支給額の状況も記載しております。

07

次に、資料 07 は、市長・副市長の職務・職責について、一般職員との違い、また、市長と副市

長との違いを、簡潔に表にまとめたものでございます。

市長・副市長の給料月額の違いは、端的に、そのような職務・職責の違いを反映したものであると考えられるところです。

08-01

次に、資料 08-01 から 08-04 までは、昭和 43 年の自治省行政局長通知により列挙されて、当審議会に提出することが要請されていた資料でございます。

まず、資料 08-01 は、近年における消費者物価指数の推移を表したものでございます。

これを見ますと、全国の消費者物価指数は、近年、平成 28 年を底に上昇傾向にあり、令和 3 年以降はその上げ幅というのも非常に大きくなっているところでございます。

また、直近 6 か月間の月別の推移も上昇傾向を維持していると言えるものとなってございます。

08-02

次に、資料 08-02 は、小さくて申し訳ございませんが、こちらは人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の市長・副市長の給料等に関する調べでございます。

まず、「人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体」をどう捉えるかということでございますけれども、一般的に、市町村が自らの財政状況等を他の市町村と比較する場合には、総務省が人口及び第 2 次・第 3 次産業人口比率を基準として設定している類似団体の類型を用いております。したがいまして、当審議会におきましても、この類似団体に係る資料を用いることとし、青森市の場合、都市制度としての「中核市」に分類されますことから、お手元の資料は、他の中核市の状況と比較する形で作成しております。

なお、各市で特例的に行っている削減についてはこの表には反映していないほか、中核市の中でも、人口が 20 万人規模の都市もあれば 60 万人を超える都市もあることから、表の下の方に、人口規模別の平均を掲載しております。

資料の 1 枚目は、市長の給料等についてのものでございます。

青森市長の給料は 3 番目のところでございますけれども、令和 7 年 4 月 1 日現在、中核市 62 市中、条例本則に規定された額は 60 位の 1,000,000 円ちょうどとなっております。

2 枚目は、副市長の給料等についてのものでございます。同様に上から三番目のところでございますけれども、中核市 62 市中最下位 788,000 円となってございます。

08-03

次に、資料 08-03 は、過去における特別職の職員の給与改定の状況を示す資料として御用意したものでございます。

表の見方ですけれども大きく分けて、表の上のほうに市長・副市長の給料を、下のほうに議員報酬をそれぞれ記載しております。

市長の給料月額は、平成 15 年 4 月に、上の一一番上の真ん中のところ、改定後の数字になりますが、条例上の上限額が 1,180,000 円と定められ、実際にその額で支給されておりました。そして、平成 16 年 4 月から決裁によって削減措置が行われて参りました。平成 25 年まで、表に記載されている「削減額」及び「削減率」の数値は、平成 15 年に条例に規定された上限額 1,180,000 円を基準として実際の支給額を見た場合の数値でございます。

そして、前々回の審議会におきまして、実際の支給額が明らかにならない、いわゆる上限制の

廃止と、月額 1,000,000 円が適當である旨の答申が出され、条例本則が改正された上で、条例の附則において削減措置を規定すべきとされたものでございます。現在も、同様の内容となっております。

08-04

続きまして、資料 08-04 は、人事院勧告における官民格差を表したものでございます。

人事院勧告は、国家公務員の給与と民間の給料水準との均衡を図るため、毎年の調査を基に行われるものであり、国家公務員の一般職の給料は官民格差の解消を基本に行われてきました。本資料では、前回審議会を開催した平成 28 年度から今年度までの官民格差を記載しているものでございます。

09

次に、資料 09 は、一般職の職員の給与決定の原則をお示しした参考資料でございます。

一般職の給与決定につきましては、表に記載のとおり、職務給の原則、均衡の原則、給与条例主義の三原則がございます。職務給の原則は、給与は職務と責任に応じたものでなければならないとする原則であり、均衡の原則は、国・他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与等を考慮して定めなければならないとする原則でございます。これにつきましては、国家公務員給与に関して行われる人事院勧告というものが民間の給与水準等を踏まえてなされますことから、地方公務員においては、国家公務員の給与改定に準じることで、民間の給与水準や国・他の地方公共団体との均衡がとれるものであると考えられております。また、給与条例主義の原則につきましては、支給額等が恣意的なものとならないよう、議会の議決に係らしめることとするものでございます。

ここまでが、市長・副市長の給料月額に関する基礎資料として御用意したものでございます。次の資料からは、議員報酬に関するものでございます。

10-01

資料 10-01 は、地方自治法第 203 条の条文でございまして、議員報酬の支給根拠でございます。

第 203 条第 1 項で、「その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない」と定め、第 4 項で、その額は、「条例でこれを定めなければならない」と定めております。これを定めた条例は、先ほど既に見ていただきました資料 05 でございますので、ここでの紹介は省略させていただきます。

10-02

次に、資料 10-02 は、この第 203 条の、いわゆる逐条解説でございます。本から抜粋させていただいている資料になるのですが、資料の 2 枚目、「[解釈] 一」とそれに続く「二」をご覧いただきたいのですが、端的に御紹介致しますと、議員の位置付けや議会のあり方について、国において多くの議論がなされ、議員を「非常勤の職員」に分類するのは適切ではないということから、平成 20 年にこの第 203 条が改正され、議員報酬等に関する規定が独立して定められたという経緯がございます。

このことは、後ほど前回の審議会の答申を確認する際にも触れますと、議員が公選職であること、地方分権時代にあって重大な責任を負うものであることなどを背景にしており、議員報酬の

水準を考える上で言わば基礎となった部分となってございます。

11

続きまして、資料 11 は、議員報酬の支給額を表にしたものでございます。

表の真ん中に前回の審議会の答申額を記載しております。また、参考として平成 16 年からの支給額の状況も記載しております。先ほどの市長、副市長と同様のものですけども、そちらの議員版と思っていただければと思います

12-01

続きまして、資料 12-01 から 12-05 までは、先ほどからお話し申し上げておりますけども、昭和 43 年の自治省行政局長通知により列挙されて、当審議会に提出することが要請されていた資料で、議員に係るものでございます。

まず、資料 12-01 は、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体、即ち中核市の議員報酬等に関する調べでございます。

市長等の資料と同様、表の下の方に人口規模別の平均を記載しております。青森市は上から 3 番目のところでして、議長は 62 市中 50 位で 658,000 円、2 枚目が副議長となっておりまして、同様に 62 市中 52 位で 603,000 円、3 枚目が議員となっておりまして、同様に 62 市中 49 位で 580,000 円ちょうどというふうになっており、いずれも低位に位置していることがわかるかと思います。

12-02

次に、資料 12-02 は、議会費の前 5 か年の一般財源に対する構成割合でございます。

資料に記載のとおり、ここでいう「議会費」とは、議員報酬のみならず、事務局職員の給与をはじめ議会に係る全ての経費のことです。議会を開催したり、運営をしたりするような経費も含んでいるとしております。ここで直近の数値が載っていますけども、右側のほうの割合は左側の一般財源の割合が 0.66 から 0.78 という形で、1%に満たない額が議会費として全体の予算のうち使われているというようにご理解いただければと思います。

12-03

続きまして、資料 12-03 は、議員報酬月額総額の住民 1 人当たりの額と他の中核市のそれとの比較でございます。

上から 3 番目のところですが、中核市 62 市全体の中で、一番右側のところに順位が書いていますが、青森市は高い方から 22 位となっております。他の上位の自治体をみると、中核市の中で比較的人口規模の小さい自治体であり、例えば、一番高い甲府市なんかは、18 万人ほどの人口から 32 人の議員定数で、議員の報酬が 3 億ほどなので、割り返せば 1 人当たり 1,665 円と高い数字が出るのですが、人口が少ない自治体ほど数値としては高めに算出される傾向があるものであります。こちらも下の方には同様に人口規模別の平均額も算出しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

12-04

次に、資料 12-04 は、本市における議員の本会議等に係る活動状況に関する資料として、市議

会において作成・公表しております青森市議会要覧令和7年度版の抜粋でございます。

本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、決算特別委員会等それぞれの詳細の時間ですとか議題内容とかいろいろ書かれております。

念のため申し上げますと、先ほども触れました平成20年の地方自治法第203条の改正の背景にあった考え方は、現在では議員の活動は広範な領域のものであると整理され、ここに挙げられた議会活動に限定して捉えることができないものであるというふうに解釈されているので、皆さまもそれでご理解いただければと思います。

12-05

その意味で、次の資料12-05は、近年の青森市議会における市民との意見交換会、議会報告会の活動状況に関する資料でございます。こちらは、本会議等の議会活動のみならず、日常の議員活動が重要であると考えられているところ、青森市議会におきましても、近年はこのような活動に積極的に取り組んでいるところでございます。

ここまで、議員報酬に関連する資料を御紹介致しました。

13

続きまして、資料13でございます。

先ほど来、青森市の類似団体の区分としての中核市、という話をさせていただいておりますが、資料13は「中核市とは何か」の資料でございます。

資料の内容は、中核市市長会のホームページから抜粋してものでありますけれども、全国には約1,700の市町村がありますが、従来は、人口規模の小さい村も人口規模の大きい市も、その事務権限はほとんど同じ状況でした。そこで、人口20万人以上の、比較的規模や能力などの大きい都市の事務権限を強化して、できる限り住民の身近なところで行政を行うようにした都市制度が中核市制度でございまして、令和7年4月1日現在、青森市を含めて62市となっており、中核市が処理する主な事務は、資料に列挙しているものがありますが、保険衛生に関する事務として保健所の設置ですか、その事務権限が大幅に拡充・強化されたところでございます。

因みに、中核市以外の都市制度と致しましては、政令指定都市がありまして、皆様御存知のとおり、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市などの大都市でございまして、都道府県とほぼ同様の権限を有しております。

14-01、14-02

それでは次に、資料14-01と02でございますけれども、こちらは前回9年前の審議会の答申でございます。詳しくは資料14-02を使ってご説明申しあげたいと思います。

まず、資料の左側のところでございますけれども、こちらに市長の給料額算出に用いた図を記載しております。先ほど御覧いただきました自治省の通知によりまして、市長の給料額を決定するに当たっては様々な資料を活用するよう要請されておりますけれども、前回の審議会では、中核市の市長の給料額を勘案して適正な金額を導くことと致しました。その理由といたしましては、一般的に、自治体の首長の給料額は様々な諸事情が反映されて決定されているものであり、首長の権限・職務内容がほぼ共通する中核市の市長の給料額を勘案することによって、結果として、間接的にではございますけれども、国が求める、要請する内容のものを、即ち消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など様々

な諸事情を反映させることができるというふうに考えたからです。

そして、単に額や順位の比較をするのではなく、青森市の財政規模に応じた水準を考慮する必要があるとして、財政状況に係る複数の指標について標準偏差と正規分布曲線を用いて各中核市の分布を表しました。それが、左側上半分の6種類の図でございます。財政力指数をはじめとして、6つの指標について中核市の中における青森市の分布状況を明らかにしたところ、その矢印の示す位置が、青森市が分布する位置でございますが、概ね、平均 μ から標準偏差 σ の値を減じた値と平均 μ から標準偏差 σ の値の2倍を減じた値との中間に位置しているところでございました。市長の給料の水準も同じような形でやったところ、1,000,000円というかたちが答申額として決定したものでございます。

副市長の給料につきましては、資料の右側上段にありますとおり、市長の給料月額との比率、当時の比率をそのまま使いまして、市長が1,000,000円に対して当時の比率が78.8だったので、乗じた額ということで、788,000円と決定したものでございます。

議員報酬につきましては、資料の右側下段のところでございまして、適正な議員報酬の水準を考えるにあたり、まず、議員の位置付け・あり方に関し、その身分が公選職であるという考え方を背景として地方自治法の改正がなされたこと、地方分権時代にあって従来よりも重大な責任を負っているものであることなどを確認し、その額の決定要素として、特定の層だけを議員としないために生活給的な水準でなければならないこと、本会議などの議会活動のみならず日常の調査研究などの活動も対象に含めなければならないことなどについて共通理解を深め、研究者の考え方の「国会議員の歳費を基準とする考え方」を参考にして、額を算定致しました。

国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを青森市に当てはめ、議員報酬月額を580,000円と算定したものでございます。

なお、このほかにもいくつかの算定方法があり、実際に、複数の委員から他の算定方法を推す意見もありましたが、それらも含めて総合的に検討した結果、多数決をもってこの考え方とそれにより算定された額を採用したところでございます。

議長・副議長の議員報酬につきましては、右側の真ん中にありますとおり、副市長の時と同様に、当時の比率、議員の報酬と議長、副議長等の報酬との比率を用いて、そのまま決定したというような経緯を持ってございます。

長い時間のご説明となりましたが、資料の説明につきましては以上でございます。

◆委員からの主な質疑応答や意見

○会長

ありがとうございました。ただいま、ご説明のあった資料につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○委員

この資料をもらって、一番疑問に思ったのは、上限制度というのが分かんなかったんです。今、説明を受けて、上限がその金額だということで、その上限範囲であれば、議会で定めるのかどうか分からぬのですが、実際に支給する額を決めて支給するということでしたけど、どういう事情かわからぬのですが、途中でなくなりましたと。そうすると、今回ここで私たちがその市長

さん達の報酬額を決めるにすると、先ほど言った来年の議会のために、大体1月までに決めないといけないと。それも理解しました。ということは、今回改正する時は、前みたいに具体的な金額まで定めてやらなきゃいけないのか。それともその前みたいに上限、いわゆる枠、ここまで支給はオッケーということを認めたところでやるのがいいのか。具体的な支給と枠組みを設けるというので、上限を定めれば毎回開かなくても、大きな変化がなければ、上限ここまでだったら、予算の中でいいですよという話もできるのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○会長

それでは、事務局からお願ひいたします。

○事務局

上限制の話につきましては、確かに技術的なことで、あまり変化がない時期につきましては、市長の決裁的行為で、議会を通さずに、市長が自ら自分の給料を決めるというような形ができるので、効率性の面でいうと、多分効率的な部分はあったと思われます。

しかしながら、やはり諮問にもありましたとおり、いわゆるこの特別職の給料というのは、やはり住民の理解を得た上で、支給されるべきものという背景でございますので、その範囲の中というふうになると、今いくらもらっているのかというのが住民になかなか分かりにくい。さらにその「10%カットする」、「20%カットする」というのも、議会の目を通さずにやってしまうこともできるので、裁量が大きくなる一方で、議会が持っているチェック機能というものを通さずにやってしまうことについて、どうなんだというような視点での議論がありまして、それらがあった結果、前回の時に、上限制ではなく、もうべき額はきちんと条例の本則に書きましょうと。もし独自に削減するのであれば、冒頭、条例の説明をしましたとおり、附則のほうで、例えば「自分の任期の間」とか、「1年間」とか、そういう形で提案し、本来もうべき額と実際に支給する額というものを議会の目を通した上で、さらに住民の目を通した上で、決めるべきだということで、今現在は「上限制」ではなくて、「実際に支給する額」が採用されているところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

分かりました。

○会長

上限ではなく、実の支給額を審議するということで。

他の委員の方はどうでしょうか。

○委員

先日の東奥日報の記事に、最低賃金の改定の動向についての記事が載っておりましたけれども、青森県はどちらかというと官高民低、官が高くて民の方が低いのではないかというようなことで、最低賃金については民間の方が非常に敏感になっているわけですけれども、それに関連するようなもので、過去からの最低賃金の引き上げ状況の資料もあった方が、今回の報酬について審議し

やすいのではないかというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○会長

事務局、お願ひいたします。

○事務局

最低賃金というのも、やはり経済的な指標であり、民間の給与の一つの指標となると思いますので、こちら今手元にございませんので、第二回目の審議の際に、資料としてご提供できるよう準備いたします。

○会長

資料の08-04人事院勧告における官民格差の表について、疑問に思っていたのですが、これは全国一律の官民格差なのか、それとも青森県とか青森市なのか。この官民格差の表の真ん中の方に、2016年が0.17%、そして2025年が直近が3.6、これどういうふうな計算でこういった割合が出ているのか、ご説明いただければと思います。

○事務局

人事院勧告の官民格差の指標でございますけれども、国の人事院という組織で全国の民間企業に毎年4月から調査をお願いしているんですけども、4月の時の給料水準、その時の給料の調査を、全国の企業さんにお願いして、今年少し変わったんですけども、ちょっと前までは50人以上の規模の事業所さん達を対象にやっておりました。今年度からは100人規模のところになったところなんですけども、そういうものを同じく調査して、大卒とか高卒とか採用区分の年齢ごとにそれぞれの給与の総額というものを出していって、それを国家公務員の同じように出したものと比較して、差が何パーセントあるんですかというのを出して、全体を平均したものが、官民格差として出てくる仕組みとなってございます。こちらのほうが人事院ですので、全国の自治体ですか、東京の大きな企業もあれば、地方の比較的小さいところも含まれているというところでございます。ただ、先ほども言いますとおり、50人以上の規模とか、100人以上の規模というかたちで、ある程度、社長、部長、課長みたいな組織体制ができている企業というのが、公務員の組織体系と類似しているということが、そういう比較的規模のある事業所を対象の調査ということでございます。

こちら官民格差が出ているのが0.17ですとか、3.6とかいろいろありますけども、これらをもとに、毎年毎年、国の方で改定するのに、基本この格差の解消を目的にやっているというのが、人事院勧告の内容ということでございます。

○会長

ありがとうございます。

重ねてご質問したいのが、民間の給与水準があつて、これに対する公務員の差なんでしょうか。こういったかたちのデータは、例えば、民間の平均賃金が0.17%多いとプラスになるのでしょうか。

○事務局

逆です。民間の方が高いので0.17、公務員の給料を上げるというふうになって、また、2020年の時にマイナスの0.04というところが、ここは逆転して、公務員のほうが高いので、民間のほうが0.04低いというので-0.04公務員を下げなさいというようなかたちで勧告が出ます。

○会長

といことは2025年、3.6ということですけど、民間の方が高いので、今年も3.6は、また上がるということですね。分かりました。

次の質問があればお願ひします。

○委員

私は最低賃金の審議会をずっとやっておりまして、この特別職の審議会、前回も私審議しておりまして、今、誤解があるようなので、申し上げたいと。最低賃金と申しますのはパートタイマーであるとか、アルバイトとか非正規職員等の、非常に賃金の低い方の水準であって、けっして本件の、民間企業などで働いてらっしゃるかたの給料の基準とは違うわけなんですよね。そういう非常に零細企業であるとか、パートタイマーとかいわゆる本当に最低賃金なわけです。それと、私どもが今審議している特別職というのは、皆さんご承知のように、市長、副市長及び議長、副議長、議員の給与でございます。そうしますと、いわゆる、言い方は悪いですけど、学生アルバイトとかの給料水準が格差があるからどうのっていうのではなくて、実際の、例えば、大手の民間企業さんの給与の水準はもちろん最低賃金をずっと上回ってるわけですよね。ですから、ごっちゃにしてしまうとちょっとまずいのかなと。

最近は最低賃金を大幅に上げてきておりますが、これは、この30年ぐらい、非常に日本の賃金水準が、ずっと低いままであったっていうようなことの格差是正というような形でできるわけです。ですから、本審議会での給与に関しては、注目すべき点はやはり、一般職ではなくて、自治体の特別職の、例えば同様の規模の水準であるとか、あるいは、現在の市の財政事情であるとか、そういう本に基づいた基準で決定しないと、ちょっとそのごちゃごちゃになってしまうんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございます。

ご意見ということで賜りました。

○事務局

次回、資料を用意するというふうに申し上げましたけども、最低賃金のその額、そのまま見るというよりも、伸び率を見るとか、そういう傾向を把握できるという観点での資料として次回の審議会に準備したいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

今日、初回の委員会ということで、非常に、今まで理解してなかつたというか、ここで初めて分かつたことなんですけども、非常に興味持つたのが資料2-2でご説明いただいた自治省からの、かなり昔の通知ですけれども、結局、別記の、資料2-2の最終ページですか、別記にある1番から7番までに従つて、この審議会の資料全てができるなというのが非常によく分かりました。結局、こういった資料を見て、誰しもが理解できるものを決めなさいと、そういうことだと思うんですね。

そんな中で、一番のキーポイントになるのが、やはり、類似都市との、どういう関係性にあるかみたいなことで、それが結局、中核市ということで、62都市のものを出していただいている、その中でも大きい小さいとか色々ありますので、これが基本になって、おそらくは前回も決定されていったんでしょうし、今回も基本線はまずそこを見るという話にはなると思うんです。ただ、昨今の様々な、物価、その他、世の中の情勢のものがすごい動いてる中で、再三、今日のお話にも出ている、市民視線というか、市民の納得できるものっていうことを考えていく時に、単純に正規分布みてここだからっていうことだけでもないんだろうなと。別記の資料項目としてはあげられていないし、ここにも特に上がってないんですけども、ぜひ拝見してみたいなっていうのが、青森県内の全市町村の報酬がどういうふうに今なってるのかとかっていうものが見てみたいなって思ったんですけども、こういったものはご準備いただけるものなんでしょうか。

○会長

はい、お願ひします。

○事務局

正直、全市町村となると、町村の部分についてはかなり厳しいことがあるんですけども、同じ規模の市レベル、10市であれば、比較的簡単に調査できるかと思いますので、そのレベルでよろしければ、次回までには用意できると思います。

○委員

10市でいいです。町村だとかなり差があると思いますので。10市は一応、それでもこれも格差はあることだと思いますけども、推移であつたり現在の水準であつたり、それがいついつ決められたものなのかであつたりとかっていうのは、結構参考になるのかなっていう気がします。ぜひよろしくお願ひします。

○会長

次回の時に他市情報をご用意いただければ。

今、ご質問ありましたけども、市民目線っていうか、感情と言いますか。やっぱり本市の場合は懸案になっているのがアウガの問題ですよね。それで削減されていて、10%されていて、また、最近コロナ落ち着いたと思うんですけども、こういった削減を本市ではやっているわけですから、その削減の率の提示というか、こういったこともここで議論できるんでしょうか。

○事務局

政策的な部分の話と思うんですけども、最終的に答申をする際に、プラスアルファの附帯意見

的な形で書くことは可能でございますので、そのへんは皆様の方からの忌憚のない意見をそれぞれの立場でいただければというふうに思っております。

○会長

答申のところで支給額を決めておいて、削減云々は付け加えるといったことですね。

はい、分かりました。

他のご質問があればと思いますけれども。

○委員

議員の報酬について、前回の決定のことをご説明いただきましたけれども、国会議員の歳費と国家公務員の一般職の最高額の比率から青森市的一般職員の最高額にかけて算出する方法はですね、一般職員の最高額との比率を根拠にするっていうのに、ちょっと引っかかってくるんです。先ほどのご説明では何種類か意見があったということなので、参考までに、どういう考え方あったのかというのをお示しいただけたらなと思います。

○会長

お願ひします。

○事務局

そのほかの報酬の算出の方法の意見としては、一般職の給与改定をそのまま使う方法がありましたり、同じように、市長の決め方が財政状況であったのだから、同じように財政状況の部分など、そのまま同じルールを使うというもの。前回というか、前々回に、平成26年の時にそういうものがありました。

○委員

もう少し、詳しく、資料としてですかね。

○事務局

そうですね。今ちょっとないので次回でもよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

議員報酬の算定方法についてのご質問ですよね。別のやり方もあるのではないかということで、資料等の提示をお願いすることになりました。よろしくお願ひいたします。

はい、ほかには。

○委員

分かりやすいご説明ありがとうございました。

教えていただきたいんですけども、質問が2つございます。

1つ目が資料の6とか8-3とか、給料について書かれているんですけども、令和4年の4月1日以降が空欄になっていて、今、実際、市長さん達が、どういう根拠で、おいくら給料を受け取っておられるのかっていうのは教えていただけるのかっていうことがまず1つ目でございます。

2つ目は、類似都市の表で一覧の中であったと思うんですけども、期末手当というのも載っていたかと思うんですけども、その期末手当って、誰がどういう根拠で決めているのかっていうことを教えていただくのと同時に、この審議会ではその期末手当というものは、机上にのっているのかないのかということも合わせて教えていただけたらと思います。

○会長

はい、お願いいいたします。

○事務局

まず市長、議長とか、今、現在現にいくらもらっているのかという話でございますけども、資料の作り方悪くて、下の方でこの「条例本則」と書いております。市長であれば1,000,000円、副市長であれば788,000円、ここ削減がない場合になっておりますので、ここに書いている金額をそのままもらっているというふうになります。議員についても、資料08-03の方の下の方にありますとおり、議長であれば658,000円。副議長は603,000円、議員は580,000円をそのままもらっているかたちになります。

それから、期末手当のご質問でございますけども、期末手当につきましては本審議会の諮問の対象とはなっていない状況ではございまして、こちらの方は青森市の場合ですけども、青森県の知事とか、県会議員とか、その率をそのまま準用するような形を使わせて、反映させていくということになっているところになります。このへんもご意見としてあるのであれば、審議会の中で、直接の諮問項目ではないんですけども、そこは先ほど言いましたとおり、附帯意見というようなかたちで、答申書に記載することは可能でございますので、ご意見がある場合は遠慮なく忌憚のないご意見いただければというふうに思います。

○委員

ありがとうございます。市長さんたちの令和4年4月1日からの給料の額について、先ほどの条例の附則で、期限が決められての減額でしたから、それは私も理解できますので、おっしゃったとおり、令和4年4月1日からは元の額と言いますか、本来の1,000,000円っていうのは、理解できたんですけども、それをここに書かれなかった理由というのは何か特段あるんでしょうか。

○事務局

何か意図して書かなかったつもりではなくて、表が分かりにくかったのですが、この削減措置がバーですので、そのままもとに戻るというようなイメージで資料を作ったので、逆に分かりにくい資料になったのかなと…その点は反省します。

○委員

はい、どうもありがとうございました。

○会長

削減措置は終わっているのですね。すみません。誤解しておりました。
その他いかがでしょうか。

○委員

資料を読んで、今日の丁寧なご説明を聞いて、やはり前回、どのような答申をしたかっていうものを一番しっかりと、私のほうで見てたんですけど、14-1の資料を見ていたのですが、最終的に特別職の給料で審議内容3の(2)のところで財政力指数をはじめとしてですね、財政状況とか、複数の指標として標準偏差と正規分布曲線を用いて出した金額をと、最終的にはこれが平成26年、審議会で構築した算定方法っていうことになりましたよね。で、終わりの表でこの金額出ましたというところなんですけれども、例えば、今回も可能性として、このような算定方法を取るとした場合に、前回の決定から9年経っている間にまた積み上げられた基礎データがあると思うので、この計算式を用いたら、審議の前に変なんですけども、いくらくらいになるのかって分かったらありがたいなっていうふうに思ったんですけども、その試算はされているのでしょうか。

○会長

はい。お願ひします。

○事務局

やはり皆様に議論をいただくにあたって、目安となるものというのをやっぱり必要だったろうというふうに、我々としても推察いたしますので、会長と相談して、次回の会議にでも、一つのパターンだけだと、皆様も判断しにくいかと思いますので、いくつかのこと、例えばこういうやり方だったらこういう金額になりますよ、みたいなそういうたたき台になるようなものを、準備させていただきたいというふうに思います。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。本当はこれずっと先の話だったかもしれないけど、早く言い過ぎてしまったとしたら申し訳ありません。

○会長

はい、ありがとうございます。

そのほかご質問ございませんでしょうか。

○委員

14-02の表があるんですけども、ちょっと数学的な話になるのは分かりますが、変数の意味を教えてもらっても。計算式といつても、この変数の意味が分かんないと何をどう計算して1,000,000円となってきたのか分かんないので。

基本的なことでそのへんを教えてもらえばありがたいなと。

○事務局

それぞれ財政力指数が、中核市、当時は 42 市だったんですけども、42 市の中核市分の集計をやりまして、単純に平均値を取ったのがこの真ん中の μ というところになります。そこから、正規分布の関数を使って出してのそれぞれの自治体ごとにばらつきを出して、変数となると、先ほどまず財政力指数から将来負担比率までの 6 つのものをそれぞれ出して、このグラフの形になりましたというふうになってございます。で、これらをそれぞれ、当然、ばらつきが出てますので、これをどう見たかっていうと、非常にアナログ的なものになるんですけども、要は、全部重ね合わせて、透かして見てみると、大体この辺の真ん中ぐらいで、1,000,000 円ぐらいのラインになりますよね。というところをアナログ的に求めまして、この $\mu + 2\sigma$ 970,000 円と $\mu + \sigma$ 1,030,000 円の中間点ということで、しかも切りがいい数字というような、最後のところはだいぶアナログ的というか乱暴的な決め方の部分もあるんですけども、そういう関係で 1,000,000 円というふうなのが導き出されたとかたちになってございます。

○委員

これと計算式が我々に見て、なんかさっぱり分からなくて。やっぱり、前に使ったこの数字を計算した際、今どうなるのだって参考として。やっぱり先ほどみんなの言っていた、今、算定するということなので、参考でもいいんだけど、今出してほしいですね。

○委員

これは 08-03 とかのですね。

ここ一覧表にある表は見づらいじゃないですか。分布、同じような金額のところは山が高くなるし、金額が少なければ山が低くなるというかたちで、あの分布図なわけですね。しかし、単純に、金額だけの図じゃあおかしいじゃないかと。当時の議論でもアウガの話が出てたんですよね。ただ、報告書とかにはいろいろ配慮なのかわかりませんが、書いてないんですけど、やっぱり財務内容では「これちょっとそんな給料上げるところじゃないじゃないか」っていう議論もね、当然出ているわけです。当時はただ決着がついてなかったですよね。8 年前ですから、決着がついてないけど、財政事情が悪いんだから単純に、平均いくらだからこんなもんだっていうんじゃなくて、ここに書いてある様々な分布図を、先ほど、事務局がおっしゃったようにですね、重ね合わせて、たくさんの表を視覚的に見るために、この分布でいけば、真ん中よりも低い水準だから、これで概ねいいんじゃないのっていうのが大体、当時の雰囲気だったわけです。以上です。

○会長

ありがとうございます。前回の答申と同じような計算で、今回やつたらどうなるかというそういうデータが欲しいということですね。大丈夫ですかね。

○事務局

次回の審議の時にはご用意したいと思います。

○会長

ありがとうございます。他にご質問はないですか。

○委員

資料の02-02の最後の別記ですね。これらに基づいて、審議して、決めるというようなことのようでございますけれども、やはり、一般職の職員の給与改定の状況もですね、非常に大きな項目になるんではなかろうかと。先ほどちょっと、質問した最賃のことについてもですね、最賃そのものでなくて傾向としてですね、値上げ状況とかというようなことと、地元の民間との格差が実際どうなのかと。一般職員の給与状況のことについてはあまり出ていませんけれど、これについてはその4番目にですね、一般職の職員の給与改定の状況というのが、過去の推移を見ればですね、青森の民間企業の賃上げの動向どうなのがというようなこともある程度分かるわけですね。これは経営者協会のほうなんかでは青森県の資料もきっちりあるはずでございますので、そういった観点からちょっと最賃のことも質問したんですけど。やはり一般職の職員の給与改定の状況が過去10年に渡ってどういうふうに上がってきてるのか、あるいは横ばいなのかですね。その辺のところもちょっと資料としては知りたいなど。できれば、あわせて民間の企業のものもです。

○会長

ちょっとここで確認させてもらいたいんですけども、この別記ですね、4番に一般職とありますのは、市役所職員のことなんでしょうか。

○事務局

はい、別記に書かれている一般職は、自治体の職員の、県だったら県、市だったら市の職員を指す形になりますので、要望としましては、職員の給料水準と民間の給与水準とのが比較的なものが多分見られればということだと思いますので、それが過去10年間でどういうトレンドがあるかわかるようにと理解したのですが。そういったかたちでよろしいでしょうか。

いずれにいたしましても、比較できるような資料を次回までには準備させていただきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。次回までにご用意にしていただくということですね。

ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員の皆様におかれましては、平成28年度の審議会の答申内容について、概ねご理解いただいたものと存じます。

事務局からの説明がありましたとおり、前回の審議会では、市長等の給料や議員報酬それぞれに合理的と考えられる算定方法の構築がみられたところであります。

ここで、委員の皆様から意見を頂戴したいと思うのですが、前回、前々回の審議会において、市長、副市長の給料月額、議会議員の報酬に係る適正水準たる金額の算定方法について、一定の構築をみて、適正金額が示されたこと。次に、前回の審議会から9年後の現在、人件費や物価が上昇傾向にあることなど、社会情勢が大きく変化しております。以上の2つの観点から、現在の特別職の職員の報酬等に前回の審議会から9年間の社会情勢等を反映させるという考え方があるかと思います。

このことについて、皆様のご意見はどうでしょうか。

今後の議論の方向性ということになりますけれども、前回の答申を踏まえて、この方向性についてご意見をお伺いしたいと思います。

物価上昇ですね。これが、一つ大きな問題としてあるわけですけれども、他方ですね、やっぱり、財政的な問題も余裕があるわけではありません。そういう状況で、どういう考え方、議論の方向性を持っていくかという。

これにつきまして、先ほどの質問の延長にもなりますけれども、方向性とかご意見がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、よろしくお願ひします。

○委員

皆さんの話を踏まえまして、会社の役員報酬って何と考えた場合、従業員と違うんですね。従業員は雇用契約に基づいていくらか定め、役員は違って、会社から会社経営を委任されて、それで報酬をもらうんです。成功すれば多くもらえるし、失敗すれば0円になるかもしれないというところに、民間のことを考えていくと、選挙でなられる市長さんとか議員さんだと、逆に市民から委託されて、市の運営を行うということであれば、先ほど最初に言った、通常の一般職と違って、特別職はその働きっていうのか、職責ってあったんだけれども、それに応じて報酬を決められるっていうのが私的には基本的に考えるべき性格かなといった時に、確かに、その中には市の財政状況などもろもろあり、そうすると、資料14、前回の審議会で定められた、ただ単に他の従業員と比べてどうこうではなくて、やっぱり他の市長さんと比較とか、青森市の財政上とかいろいろ計算して、そこから算出されるのが考え方とすれば妥当かなと思うんですけど、どうでしょうか。

○会長

特別職というのはその職責を考慮してしかるべき配慮がなされるべきではないかというご意見だと思います。ということでおろしいでしょうか。

はい、今後の議論の方向性についてですね。ご意見がありましたら承りたいと思います。はい、お願ひします。

○委員

今回の特別職報酬等の審議会の資料の目次にありますけれども、ちょっとよくわからないんですが、01のところは「特別職」報酬等について、その下では「特別職の職員」というような言葉を使っているんですけども、今は特別職には「職員」という言葉を使っているんでしょうか。02-02ですね。それと02-03がこうあるわけですけれども、今は特別職というのは職員という言葉は使っているんでしょうか。

○事務局

言葉の使い分けの部分だと思うのですけれども、給与条例が05番のところにございますとおり、そのタイトルに「特別職の職員に関する」条例ということで、実際には今回皆様にご議論いただくのが市長と副市長こういっていますけれども、それ以外でも、公営企業の管理者、教育長もそれにあたったり、あと常勤の監査員、いろいろおりますので、それも含めて言いますと職員という言い方が正確と言えば正確になります。

○委員

選挙で選ばれなくてずっと職についていて、局長クラスの方も、特別職だから職員というような言葉を使ってるということと、市長、副市長には職員という言葉は使ってないわけですね。

○事務局

一般的にはそうですね。

○委員

分かりました。

○会長

特別職の職員の方も市長さんの報酬と連動しているということですね。はい、分かりました。

この議論の方向性ということで、会長がいうのもなんですけども、やっぱり諸般の物価高を考えますと、上げないってむしろ逆にですね。あの可処分所得の減るというところになりますから、ある意味でこうモチベーションといいますかね、それも考えてあげなきゃいけないのかなと私個人的には思っているんです。

はい、どうでしょうか。委員の方なにかございませんか。

○委員

概ね私も同意します。

あくまでも一般の企業である経営者ということで、だからそれがそもそも特別職の給与を我々が答申するという、その諮問に応えるっていうことはどういうことかっていうと、やっぱり特別だからですよね。24時間365日、市のことを見てなきやならない人で、そしてその職務を果たしている人に対しての正当な報酬とは何ぞやという、それが根本にあるわけですから、当然一般の方とは違う、だけれども、先ほど来よく、例に、私も出しましたけど、2-2で謳っているように一般職の職員の給料状況も見なきゃいけない。まあ、これはまさにその先ほど会長がおっしゃったような、その物価の部分とかもですね。やっぱり、「そういうその見るべきものは当然あるよね。」そういう、読み分けをするべき話だと思うんですよ。そういうふうに考えると、先ほどの質問事項でご意見が多数出ました。じゃあ、「その前回のやり方で分布図を書いたらどうなるんだろうか」と「その場合に、全国の同じような規模の都市に比べて、青森のポジションってどこなんだ。」とこれはまさにそのデジタルで出てくる話ですから。それは、もう出してくださるというお答えはいただいてるんですけども、デジタルで出てくるきちんとしたそれぞれの項目について、「これで見るところですね」、「財政的に見るとこうですね」っていうのを出していただいた上で、そのうえでってことなんですよね。そのデジタルのものを統合するところまではできるわけですよね。その後の部分に、デジタルだけでは割り切れない、いろんなそのバランス的なものと、ちょっと曖昧な言葉で申し訳ないんですけど、そういったものがそのアナログ的に付加されてきて、最後の結論に至るのかなと私としてはそういういたいたイメージを持っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

私の方も同じでございますが、前回委員をやってたんで、あまり「前回こういうのだ、前回こうだ」というのはよろしくないと思って、控えておりましたが、会長の方から、方向性と言われましても、これからその金額を決めるために話し合いするんでしょうっていうわけで、方向性っていう言い方はちょっとなかなか難しいかと思うんですが。選挙で選ばれた特別職の方はですね、一般の職員の方とは違いますので、一般の職員の方は人事院勧告であるとか、労働組合等があつたりして、年々、給与改定があるわけですが、現に、私も言われた責任あるんですけど、8年前決めてからですね、あの給料、据え置きなわけですよね。

つまり、これはこういう本審議会によって、特別職の方の給料が決まるわけで。それがなかつたら、市のほうも議会の方に提示できないと、先ほどルール説明があったように、そういうふうに規定されていますので、ですからまあ方向性と言ったら、当然ですね、じゃあ、新しい環境に合わせてですね、給与の見直ししなきやいけないんじゃないかなということがありますし、その環境でいえば当然物価も上がっているし、様々なことを考えれば、どれぐらい上げたらいいのっていうのが、議論の中心になるわけで、その際にやはり先に、他の委員のご指摘のようにですね、同じような規模の市であるとか、それからそういったものの動向であるとか、本市の財政事情とか鑑みて、皆さんとこれから審議していければよろしいんじゃないかなと考えております。以上です。

○会長

はい、どうぞお願ひします。

○事務局

はい、事務局からすみません。ご提案でございます。

皆様、いろいろご意見があるとは思いますけれども、具体的にある数字を、やっぱり数字を見てみないと、どんなやり方でやってみた時にどういうふうになるのかっていうのを見た方が、やはり議論として進めやすいのかなというふうに思いますので、実際に今日この場で、プラス改定の方がいい、マイナス改定のほうがいいというような議論ではなくて、今日は前回までの考え方をおさらいして、「前回、あくまでこういうふうにやりました。」「一方で近年こういう社会情勢の変化があります」というようなものを、追加でまた次回もご紹介してまいりますので、それらを踏まえて、いくつかのやり方で具体的な試算したものですね、やり方について会長とご相談させていただければと思うのですが、そういうかたちで一旦パターンをご提示差し上げ、それらをご覧になった上で、皆様に「改定するべきかどうか」、「するしたら、どれくらいの金額なのか」というのをご議論いただければなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

○会長

はい、ありがとうございます。

方向性って言いますと引き上げありきって話になって、よくないと思いますので、いろいろ方法をこの場でやっぱり「考慮すべきにポイント」って言いますかね。「これを踏まえるべきだ」とそういったその考え方やそういったものがあればこの場で言っていただこうがいいのではないかと。せっかく委員の方々に、ご発言いただいているので、まだご発言されていない…はい、じゃ、よろしくお願ひいたします。

○委員

数値化できるものを数値化して、それをデータとして見て、それを根拠に考えていくということはもう大賛成ですし、今後も皆様に色々と教えていただけたらと思います。

一方で、例えば、もとの給料の金額とかがあるから反映されていると言われたらそうなんだと思いますが、中核市の市長さんのその職務の特殊性っていうことをどう数値化するのかとか。あと物価は上がっています。最低賃金もなんとか上げて、一般の方は物価上がったからってなんか給料上がらないとか、最低賃金が上がることで、特に、例えば中小企業の社長さんとか、なんかしんどい思いをしておられるんじゃないのかなとか、そういうそのいわゆる一般の方の感情。これも本当にちょっと数値化するのが難しくて、なんか今、会長が言ってくださったことに、本当に力を得て申し上げてるんですけど、そういうもやもやしたところというか、分かりにくいところも、今後この審議会でできる限り、他の皆様も納得していただけるようなものにしていけたいと思いますし、私もできるかぎりの努力というかはしていきたい。今そういうことを考えております。

それからもう一つ。これも関係ないのかもしれないんですが、議員さんの議員報酬についてはですね、ここでまた議論するべきじゃないのかもしれないんですが、議員の定数ですよね。資料を説明してくださった時に、人口が少ないところは順位が高く出がちだってご説明もあったと思うのですが、そこにやっぱり議員定数が関係しているように見受けられるので、そういったところにも踏み込んで、話ができるのかどうか、そういったところも、今ちょっとこうつらつらと考えているところです。はい、以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

○事務局

先ほど申し上げましたけれども、デジタル化できるものとできないものがあると思いますので、それについては基本的にデジタル化し数値で示せることについては、皆さんから本日ご要望があったものを含めて次回にご提示差し上げたいと思います。

さきほど、お話があったとおり、最終的に、住民の皆様の納得感というところも一つ必要な部分だと思いますので、その辺のところも、最終的にはやはりいろんなものを見た上での総合的な判断になろうかと思います。それらに資するような指標につきまして、次回ご提示させていければなと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員

ありがとうございます

○会長

はい、ありがとうございます。議員定数とかは国レベルでも問題になっていますけれども、議員定数を減らして、その分はアップってということでは選択肢としてあるわけでしょうけども、ここでそれを議論してもですね。答申に附帯意見という形ではできるんでしょうけれども。貴重なご意見ありがとうございました。

他にはありますでしょうか。

○議員

私も皆さんの意見を聞いて、進め方、方針については納得するところなので、いただいたデータを参考に、こちらの資料の定め方のまま決めていけたらなとは思うんですが、今回ちょっと議員の報酬については話ができなかつたと思っているので、次回ですね、議員の報酬の決定についてもっとお話をできたらと思います。

○会長

はい、おっしゃる通りですね。

議員のほうもバランスよくしっかり話し合っていきたいと思います。

どうでしょうか。

○委員

前回の状況というか、答申にあるようなこと、計算方にかかるような部分について、現状に合わせて、また資料を出していただくということですし、自治省局長通達にあるような別記の資料とかを、次回、また出していただくということですので、それを見ながらになるんですけども、やはり、特別職は一般職とは違うんだよ、この職責の部分であるとか、市民の皆さんもですね、報酬が上がった場合はどうしてかという理由の部分っていうのが一番気になる部分で、「他の中核市と比べてこうですよ」とかという、今まで説明している部分っていうのはもちろんするんですけども、それ以上に、「こういう実績があったから」というようなのは、納得するものになるんじゃないかなと。「これだけ市長、副市長、議員なりがやっているのだから、これくらいの額をもらっても当然でしょう」みたいな気持ちになるような部分もですね、入れ込めたらいいのかなという気はします。ですので、そこら辺について、次回以降ですね、皆と議論がしていきたらなという気がしています。

○会長

はい、ありがとうございます。各委員の方からご意見をいただきまして、ありがとうございました。なるべくこの審議会としましては忌憚のない意見が出るような、そういった場にしていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。今日の議論は大体以上で終えたいと思うんですけども、事務局の方から何か不足するところがありましたら、お願ひいたします

○事務局

皆さま、ありがとうございました。先ほど来申し上げましたが、次回は具体的な、こうしたらこうなるというようななかたちで、皆様の意見が活発にできるような資料を、会長と相談しながら、用意したいとと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員

最後にいいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

私が務めていた民間企業の事例なんですけれども、その時、私も人事関係の担当をしたりしてたんですが、一般的にですね、民間の場合ですよ。社長の給料というか、社長の報酬はですね、一般職員の一番上の倍相当ぐらいというのが大体妥当であるというのが、民間の経営者の、青森県の場合ですが、そういうような傾向にあるということは、10年ぐらい前ですけれども、そういう傾向でありましたので、参考にしていただければ。一般職員のことはその数値は出ていませんけどもね、一般的にはその倍ぐらいというのが一つの目安になっていたというようなことを参考までにですね。

○会長

はい、情報提供ありがとうございました。

次回の日程ですが、まだ決まっておりませんですね。11月の上旬ぐらいで調整させていただいて、委員の皆さんにご連絡をさせていただきたいと思います。

皆様、お忙しいことと存じますが、どうもありがとうございました。以上で、本日の審議は全て終了いたしました。今後とも委員の皆様のお力を拝借しながら、審議を進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。